

富山県設計業務等成績通知要領

農 整 第 4 1 9 号
建 技 第 2 5 7 号
令和 8 年 9 月 29 日 通知

(目的)

第 1 条 この要領は、富山県農林水産部及び土木部が所掌する設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、委託業務の適正かつ能率的な業務実施を確保し委託業務に関する技術の向上に資するとともに、委託業務の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象委託業務)

第 2 条 評定点の通知の対象とする委託業務は、富山県設計業務等成績評定要領第 2 条に規定された評定の対象委託業務とする。

(評定点の通知)

第 3 条 検査員は、検査結果通知書の送付に併せ、当該委託業務の受注者に成績評定結果を速やかに別記様式委第 129 号「業務成績評定通知書」により通知するものとする。なお、検査員が、検査室の者にあつては、委託業務を施行する事業主管課長又は出先機関の長及び土木センター土木事務所長（以下「事業主管課長等」という。）にその写しを送付するものとする。

(説明請求)

第 4 条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 1 4 日以内（「休日」を含む。）に別記様式委第 130 号「業務成績評定に係る説明請求書」により、事業主管課長等に評定点等について説明を求めることができるものとする。

(説明請求書の提出)

第 5 条 説明を求める書面の送付先は、事業主管課長等とする。

(説明請求に対する回答)

第 6 条 事業主管課長等は、評定点等の通知を受けた受注者から、評定点等についての説明を求められた場合、別記様式委第 131 号「業務成績評定に係る説明書（回答）」により回答するものとする。

2 事業主管課長等は、前項の回答をする場合、委託業務成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の委託業務成績評定評価委員会は、別に定める「工事成績評定評価委員会」に準じることができるものとする。

(再説明請求)

第 7 条 前条の回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して 1 4 日（「休日」を含む。）以内に別記様式委第 132 号「業務成績評定に係る再説明請求書」により、事業主管課長等に対して、再説明を求めることができるものとする。

2 説明を求める書面の送付先は、事業主管課長等とする。

(再説明請求に対する回答)

第 8 条 事業主管課長等は、前条の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式委第 133 号「業務成績評定に係る再説明書（回答）」により回答するものとする。

2 事業主管課長等は、前項の回答をする場合、委託業務成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。